

「宮崎県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の骨子（案）について

人権同和対策課

1 制定の理由

本県においては、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に基づき、人権教育や人権啓発の総合的かつ効果的な取組を進めてきた。

しかし、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する暴力や虐待、学校でのいじめ、職場でのハラスメント、さらには、外国人、性的マイノリティに対する差別的言動、インターネット・SNS上の人権侵害など、様々な人権問題が生じている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者などに対する不当な差別や誹謗中傷も新たな社会問題となってきた。

これらの問題に対応するため、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別や偏見を解消し、誰もが自分らしく生きていける社会づくりを進めることがより一層重要になってきており、そうした理念を共有し、基本的施策を明らかにすることを目的に条例を制定するものである。

2 これまでの取組

令和3年3月	2月定例会	総務政策常任委員会	制定について報告
5月	関係団体等からの意見聴取		※女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、性的少数者、出所者の関係団体
7月	第1回検討委員会における検討		※構成員：市長会（日向市長）、町村会（木城町長） 宮崎県社会福祉協議会副会長 宮崎県人権擁護委員連合会副会長、弁護士 南九州短期大学名誉教授 熊本大学・宮崎大学名誉教授
8月	第2回検討委員会における検討		

3 条例の骨子（案）

別紙のとおり

4 条例の施行日

令和4年3月（予定）

5 今後の取組

令和3年	9月	パブリックコメントの実施
	11月	第3回検討委員会における検討
令和4年	2月	2月定例会 議案提出
	3月	条例施行（予定）